



発行 新潟県

第 22 号

平成27年3月20日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 316 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 317 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新(障害福祉課)
- 318 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届(障害福祉課)
- 319 家畜検査の実施(畜産課)
- 320 県営土地改良事業変更計画の縦覧(農地計画課)
- 321 換地処分の届出(農地整備課)
- 322 換地処分の届出(農地整備課)
- 323 換地処分の届出(農地整備課)
- 324 公共測量の実施通知(監理課)
- 325 公共測量の実施通知(監理課)
- 326 公共測量の終了通知(監理課)
- 327 公共測量の終了通知(監理課)
- 328 公共測量の終了通知(監理課)
- 329 公共測量の終了通知(監理課)
- 330 公共測量の終了通知(監理課)
- 331 公共測量の終了通知(監理課)
- 332 道路の区域変更(道路管理課)
- 333 道路の供用開始(道路管理課)
- 334 道路の区域変更(道路管理課)
- 335 道路の供用開始(道路管理課)
- 336 道路の区域変更(道路管理課)
- 337 道路の供用開始(道路管理課)
- 338 道路の区域変更(道路管理課)
- 339 道路の供用開始(道路管理課)
- 340 道路の区域変更(道路管理課)
- 341 道路の供用開始(道路管理課)
- 342 道路の区域変更(道路管理課)
- 343 道路の供用開始(道路管理課)
- 344 道路の区域変更(道路管理課)
- 345 道路の供用開始(道路管理課)
- 346 道路の区域変更(道路管理課)
- 347 道路の供用開始(道路管理課)
- 348 道路の区域変更(道路管理課)
- 349 道路の供用開始(道路管理課)
- 350 道路の区域変更(道路管理課)
- 351 道路の供用開始(道路管理課)

- 352 道路の区域変更 (道路管理課)
- 353 道路の供用開始 (道路管理課)
- 354 道路の区域変更 (道路管理課)
- 355 道路の供用開始 (道路管理課)
- 356 道路の区域変更 (道路管理課)
- 357 道路の供用開始 (道路管理課)
- 358 兼用工作物の管理方法に係る協議成立 (道路管理課)
- 359 兼用工作物の管理方法に係る協議成立 (道路管理課)
- 360 土砂災害警戒区域の解除 (砂防課)
- 361 土砂災害警戒区域の指定 (砂防課)
- 362 土砂災害特別警戒区域の指定 (砂防課)
- 363 都市計画事業の事業計画の変更認可 (都市整備課)
- 364 都市計画の図書の写しの縦覧 (下水道課)

病院局公告

一般競争入札の実施 (病院局総務課)

企業局管理規程

- 2 新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程 (企業局総務課)

選挙管理委員会規程

- 5 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)

人事委員会規則

- 6-1750 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (人事委員会事務局総務課)

公安委員会規則

- 7 新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則 (地域課)

告 示**◎新潟県告示第316号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) を次のとおり指定した。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	指定年月日
ウエルシア薬局新潟小出店	魚沼市井口新田 1003-6	育成医療・更生医療	平成27年3月1日

◎新潟県告示第317号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第123号) 第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関 (育成医療・更生医療) の指定を次のとおり更新した。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

名 称	所 在 地	担当する医療の 種 類	更新年月日
中央調剤薬局	燕市水道町 4丁目3番44号	育成医療・更生医療	平成27年3月1日
燕三条調剤薬局	燕市井土巻 4丁目280番	育成医療・更生医療	平成27年3月1日

◎新潟県告示第318号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	住所	担当する医療の種類	廃止年月日
あい薬局 御幸町店	新発田市御幸町 4丁目6番2号	育成医療・ 更生医療	平成27年1月20日

◎新潟県告示第319号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定により、家畜の検査を次のとおり実施する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 実施の目的

牛のブルセラ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 前年度までに検査を受けていない6か月齢以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

(3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

(1) 臨床検査

(2) 急速凝集反応法又はエライザ法

1 実施の目的

牛の結核病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 前年度までに検査を受けていない6か月齢以上の搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛

(2) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛

(3) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

(1) 臨床検査

(2) ツベルクリン皮内反応法

1 実施の目的

牛のヨーネ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 前年度までに当県にて検査を受けていない6か月齢以上の県外導入牛で、搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛
- (2) 平成27年以降に県外から導入された6か月齢以上の牛で、繁殖の用に供し、又は供する目的で飼育している肉用雌牛
- (3) 種付の用に供し、又は供する目的で飼育している雄牛
- (4) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) スクリーニング法、リアルタイムPCR法又はヨーニン反応
-

1 実施の目的

牛のピロプラズマ病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

- (1) 放牧牛
- (2) 家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
 - (2) 血液検査
-

1 実施の目的

牛の伝達性海綿状脳症の発生の状況及び動向を把握するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

月齢又は推定月齢が満48か月齢以上で死亡した牛

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間

5 検査の方法

エライザ法

1 実施の目的

馬伝染性貧血の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第9条第2項第5号から第9号までに掲げる馬のうち家畜保健衛生所長が必要と認める馬

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
-

(2) 寒天ゲル内沈降反応法

1 実施の目的

豚コレラの発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

(1) 臨床検査

(2) エライザ法

1 実施の目的

豚のオーエスキー病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

(1) 県外導入豚（繁殖豚又は繁殖候補豚）

(2) 家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間

5 検査の方法

(1) 臨床検査

(2) ラテックス凝集反応法

1 実施の目的

豚流行性下痢の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間

5 検査の方法

(1) 臨床検査

(2) 中和試験

1 実施の目的

鶏の家きんサルモネラ感染症（ひな白痢）の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

種鶏及び種鶏用ひな

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

(1) 臨床検査

(2) 急速凝集反応法

1 実施の目的

蜜蜂の腐蝕病の発生を予防するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県外転飼蜂群

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

(1) 肉眼的検査

(2) 脱脂乳による試験

(3) 細菌学的検査

1 実施の目的

蜜蜂の腐蝕病の発生を予防するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

県内定飼蜂群

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

(1) 肉眼的検査

(2) 脱脂乳による試験

(3) 細菌学的検査

1 実施の目的

牛のアカバネ病、チュウザン病、アイノウイルス感染症、イバラキ病及び牛流行熱の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）又は抗体陰性の牛のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める牛

4 実施の期日

平成27年6月1日から平成27年11月30日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

(1) 臨床検査

(2) 中和試験

1 実施の目的

豚の流行性脳炎の発生を予察するため

2 実施する区域

家畜保健衛生所長が指定する区域

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

未越夏（概ね前年11月から本年4月までに生まれたもの）でワクチン未接種の豚であって、家畜保健衛生所長が必要と認める豚

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) 赤血球凝集抑制反応法

1 実施の目的

家きんの高病原性及び低病原性鳥インフルエンザの発生を予察するため

2 実施する区域

県内一円

3 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥及び七面鳥を飼養している農場のうち、家畜保健衛生所長が必要と認める農場

4 実施の期日

平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間において、実施する区域を管轄する家畜保健衛生所長が指定する日

5 検査の方法

- (1) 臨床検査
- (2) エライザ法
- (3) その他必要な検査

◎新潟県告示第320号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の3第1項の規定により、長岡市の一部を受益地域とする県営入軽井地区農用地保全施設整備（ため池等整備「一般型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

平成27年3月23日から平成27年4月17日まで

3 縦覧に供する場所

長岡市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があつたとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第321号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、南魚沼市から区画整理（農地災害関連区画整備）事業吉里地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があつた。

平成27年3月20日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第322号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、南魚沼市から区画整理（農地災害関連区画整備）事業思川地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があつた。

平成27年3月20日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第323号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第54条第3項の規定により、南魚沼市から区画整理（農地災害関連区画整備）事業外谷地区（全換地区）に係る換地処分をした旨の届出があった。

平成27年3月20日

新潟県南魚沼地域振興局長

◎新潟県告示第324号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東栄土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量・出来形確認測量）
 - 2 作業期間 平成27年4月1日から平成28年3月31日まで
 - 3 作業地域 長岡市 東栄一丁目、二丁目、三丁目 琴平一丁目、二丁目 地蔵二丁目 の各一部
-

◎新潟県告示第325号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、長岡市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（空中写真撮影）
 - 2 作業期間 平成26年7月7日から平成27年3月31日まで
 - 3 作業地域 長岡市
-

◎新潟県告示第326号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北陸農政局 信濃川水系土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
 - 2 作業期間 平成26年8月1日から平成27年1月9日まで
 - 3 作業地域 新潟市
-

◎新潟県告示第327号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、上越市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（地盤変動調査）
 - 2 作業期間 平成26年8月6日から平成27年3月5日まで
 - 3 作業地域 上越市全域
-

◎新潟県告示第328号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県知事（三条地域振興局長）から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（県営ほ場整備事業（担い手育成型）中之島南部「1次」地区 確定測量）
- 2 作業期間 平成26年9月8日から平成27年3月6日まで
- 3 作業地域 長岡市中之島 ほか 地内

◎新潟県告示第329号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（2級、3級、4級基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年6月10日から平成27年2月27日まで
- 3 作業地域 南魚沼市清水地区

◎新潟県告示第330号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（基準点測量・GNSS水準測量）
- 2 作業期間 平成26年5月27日から平成27年2月27日まで
- 3 作業地域 十日町市重地～小出葵

◎新潟県告示第331号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省北陸地方整備局 湯沢砂防事務所長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 作業種類 公共測量（2級、4級基準点測量）
- 2 作業期間 平成26年7月10日から平成27年2月27日まで
- 3 作業地域 南魚沼市荒山地区、南魚沼郡湯沢町土樽地区

◎新潟県告示第332号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新潟五泉間瀬線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市七浦字川端 298 番から	新	7.2～24.0メートル	303.9メートル
同市七浦字横枕51番まで	旧	5.2～14.2メートル	312.5メートル

備考 路線の重用

一部区間県道大室水原線と重用

◎新潟県告示第333号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3 月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 新潟五泉間瀬線
- 2 供用開始の区間 阿賀野市七浦字川端 298 番から同市七浦字横枕 51 番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3 月20日

◎新潟県告示第334号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3 月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 大室水原線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
阿賀野市七浦字横枕 34 番から 同市大室字水押1497番 2 まで	新	3.5～24.0メートル	313.0メートル
	旧	3.5～14.2メートル	322.8メートル

備考 路線の重用

一部区間県道新潟五泉間瀬線と重用

◎新潟県告示第335号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3 月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 大室水原線
- 2 供用開始の区間 阿賀野市七浦字横枕 34 番から同市大室字水押 1497 番 2 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3 月20日

◎新潟県告示第336号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3 月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡寺泊線

3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市寺泊岩方字茶畑 1151 番 1 から	新	10.9～30.4メートル	1,117.2メートル
同市寺泊田尻字山ノ脇197番まで	旧	(A)9.8～30.4メートル	1,116.5メートル
		(B)7.6～29.5メートル	1,134.2メートル

備考 上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

◎新潟県告示第337号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 長岡寺泊線
- 2 供用開始の区間
長岡市寺泊岩方字茶畑1151番1から同市寺泊田尻字山ノ脇197番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月20日

◎新潟県告示第338号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 麓野積線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
長岡市寺泊野積字中浜 3885 番 2 から	新	3.6～6.6メートル	34.2メートル
同市寺泊野積字中浜3897番まで	旧	3.6～3.7メートル	34.2メートル

◎新潟県告示第339号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 県道 麓野積線
- 2 供用開始の区間
長岡市寺泊野積字中浜3885番2から同市寺泊野積字中浜3897番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月20日

◎新潟県告示第340号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 麓野積線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市寺泊野積字中浜 3897 番から	新	3.7～7.8メートル	50.0メートル
同市寺泊野積字中浜3892番まで	旧	3.6～6.0メートル	50.0メートル

◎新潟県告示第341号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 麓野積線
- 2 供用開始の区間
長岡市寺泊野積字中浜3897番から同市寺泊野積字中浜3892番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月20日

◎新潟県告示第342号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 麓野積線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延長
長岡市寺泊野積字中浜 3729 番 1 から	新	3.5～7.8メートル	31.0メートル
同市寺泊野積字中浜3729番1まで	旧	3.5～3.5メートル	31.0メートル

◎新潟県告示第343号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 麓野積線
- 2 供用開始の区間
長岡市寺泊野積字中浜3729番1から同市寺泊野積字中浜3729番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月20日

◎新潟県告示第344号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒谷竜光線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市川口木沢字稲場1060番1から	新	20.0～50.6メートル	111.2メートル
同市川口木沢字稲場1060番1まで	旧	20.0～50.6メートル	111.2メートル

◎新潟県告示第345号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 荒谷竜光線
- 2 供用開始の区間
長岡市川口木沢字稲場1060番1から同市川口木沢字稲場1060番1まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月20日

◎新潟県告示第346号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 諏訪井太郎丸線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
長岡市小国町諏訪井字前田96番8から	新	4.8～13.7メートル	103.0メートル
同市小国町諏訪井字倉下乙70番まで	旧	4.5～12.2メートル	103.0メートル

◎新潟県告示第347号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県長岡地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 諏訪井太郎丸線
- 2 供用開始の区間
長岡市小国町諏訪井字前田96番8から同市小国町諏訪井字倉下乙70番まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月20日

◎新潟県告示第348号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町川西線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市山谷23番4から 同市山谷23番4まで	新	4.5～6.4メートル	47.0メートル
	旧	4.5～5.5メートル	47.0メートル

◎新潟県告示第349号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町川西線
- 2 供用開始の区間
十日町市山谷23番4から同市山谷23番4まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月20日

◎新潟県告示第350号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町川西線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
-----	------	-------	-----

十日町市山谷 62 番 2 から 同市山谷62番 2 まで	新	4.2～7.6メートル	48.3メートル
	旧	4.2～6.4メートル	48.3メートル

◎新潟県告示第351号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町川西線
- 2 供用開始の区間
十日町市山谷62番2から同市山谷62番2まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月20日

◎新潟県告示第352号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町川西線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
十日町市山谷 69 番 5 から 同市山谷69番 5 まで	新	4.8～9.0メートル	78.5メートル
	旧	4.8～5.2メートル	78.5メートル

◎新潟県告示第353号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道変更区域の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 路線名 県道 十日町川西線
- 2 供用開始の区間
十日町市山谷69番5から同市山谷69番5まで
- 3 供用開始の期日 平成27年3月20日

◎新潟県告示第354号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
南魚沼市上野字仕切沢810番 1 から 同市上野字仕切沢810番 1 まで	新	9.8～19.8メートル	68.4メートル
	旧	9.8～16.0メートル	68.4メートル

◎新潟県告示第355号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
南魚沼市上野字仕切沢810番 1 から同市上野字仕切沢810番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3月20日

◎新潟県告示第356号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路線名 353号
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
柏崎市大字上方字岡ケ426番 1 から 同市大字上方字岡ケ627番 1 まで	新	9.4～14.5メートル	445.0メートル
	旧	7.3～11.0メートル	445.0メートル

◎新潟県告示第357号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道変更区域の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年 3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 路線名 一般国道 353号
- 2 供用開始の区間
柏崎市大字上方字岡ケ426番 1 から同市大字上方字岡ケ627番 1 まで
- 3 供用開始の期日 平成27年 3月20日

◎新潟県告示第358号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
一般国道 353号
- 2 道路の位置
柏崎市大字上方字岡ケ620番1から同市大字上方字岡ケ620番3まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 柏崎土地改良区理事長
所在 柏崎市三和町8番19号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
関係図面に表示するところによる。
- 5 管理の期間
平成22年4月1日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第359号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県柏崎地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県柏崎地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
一般国道 353号
- 2 道路の位置
柏崎市大字上方字岡ケ620番3から同市大字上方字岡ケ626番1まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 水路管理者 柏崎土地改良区理事長
所在 柏崎市三和町8番19号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
関係図面に表示するところによる。
- 5 管理の期間
平成24年11月21日から当該施設の存続する日まで

◎新潟県告示第360号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により指定した土砂災害警戒区域（平成18年3月3日新潟県告示第320号）を次のとおり解除する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
五十島-1地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第361号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域として指定する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浦地区	新発田市浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
浦(2)地区	新発田市浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。）

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高松甲地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松丁地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中坪1地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中坪2地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松(1)地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松(2)地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松(3)地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松(4)地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松(5)地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松(6)地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松(7)地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大入川地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
中坪地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
中の沢地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
下の沢(1)地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流

下の沢(2)地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
下坪地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
高松(3)地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
高松(4)地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
高松(5)地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
高松(6)地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
高松(7)地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
高松地区	五泉市高松	次の図のとおり	地すべり
掛札地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上戸倉(1)地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上戸倉(2)地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
野出川地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	土石流
道灌川地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	土石流
香ヶ見沢地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	土石流
堂神川地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	土石流
下の沢地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	土石流
シイナシ沢地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	土石流
荒沢地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
水上沢地区	東蒲原郡阿賀町七名甲	次の図のとおり	土石流
沢入沢支流地区	東蒲原郡阿賀町七名甲	次の図のとおり	土石流
沢入沢本流地区	東蒲原郡阿賀町七名甲	次の図のとおり	土石流
明谷沢地区	東蒲原郡阿賀町三方甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

三方甲(1)地区	東蒲原郡阿賀町三方甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
相高島-2地区	東蒲原郡阿賀町三方甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
明谷沢地区	東蒲原郡阿賀町三方甲	次の図のとおり	地すべり
面倉-1地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
東山(1)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流
東山(2)地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	土石流
袖地区	東蒲原郡阿賀町広谷丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
袖・漆沢地区	東蒲原郡阿賀町広谷丙	次の図のとおり	地すべり
神谷丙(1)地区	東蒲原郡阿賀町神谷丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神谷丙(2)地区	東蒲原郡阿賀町神谷丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗瀬-1地区	東蒲原郡阿賀町三宝分甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗瀬-2地区	東蒲原郡阿賀町三宝分甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
三宝分甲(1)地区	東蒲原郡阿賀町三宝分甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
八田蟹地区	東蒲原郡阿賀町広谷乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広谷乙(1)地区	東蒲原郡阿賀町広谷乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
広谷丙(1)地区	東蒲原郡阿賀町広谷丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
居平地区	東蒲原郡阿賀町広谷丙	次の図のとおり	土石流
宮ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町広谷丙	次の図のとおり	土石流
吉小屋の沢地区	東蒲原郡阿賀町広谷丙	次の図のとおり	土石流
墓の沢地区	東蒲原郡阿賀町広谷丙	次の図のとおり	土石流
堤の沢地区	東蒲原郡阿賀町広谷丙	次の図のとおり	土石流
黒谷地区	東蒲原郡阿賀町三方乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷地地区	東蒲原郡阿賀町三方乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
千石沢地区	東蒲原郡阿賀町三方乙	次の図のとおり	土石流

堂ノ頭沢地区	東蒲原郡阿賀町三方乙	次の図のとおり	土石流
黒谷沢地区	東蒲原郡阿賀町三方乙	次の図のとおり	土石流
黒谷(H25)地区	東蒲原郡阿賀町三方乙	次の図のとおり	地すべり
あが野北(1)地区	東蒲原郡阿賀町あが野北	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
あが野ニュータウン1地区	東蒲原郡阿賀町あが野南	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
あが野ニュータウン2地区	東蒲原郡阿賀町あが野南	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
あが野ニュータウン地区	東蒲原郡阿賀町あが野南	次の図のとおり	土石流
石畑地区	東蒲原郡阿賀町豊川乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町豊川乙	次の図のとおり	土石流
月裏沢地区	東蒲原郡阿賀町豊川乙	次の図のとおり	土石流
豊川乙(1)地区	東蒲原郡阿賀町豊川乙	次の図のとおり	土石流
石畑沢地区	東蒲原郡阿賀町豊川乙	次の図のとおり	土石流
ヨシガ沢地区	東蒲原郡阿賀町日野川甲	次の図のとおり	土石流
日野川乙(1)地区	東蒲原郡阿賀町日野川乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
日野川乙(2)地区	東蒲原郡阿賀町日野川乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町日野川丙	次の図のとおり	土石流
五十島-1地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大須郷地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	地すべり
平瀬(H25)地区	東蒲原郡阿賀町日出谷乙	次の図のとおり	地すべり
小花地(H25)地区	東蒲原郡阿賀町小花地	次の図のとおり	地すべり
離石(H25)地区	東蒲原郡阿賀町豊実乙	次の図のとおり	地すべり
麒麟山地区	東蒲原郡阿賀町鹿瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高橋地区	東蒲原郡阿賀町鹿瀬	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小川地区	南魚沼市小川、清水瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川(2)地区	南魚沼市小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川沢川(1)地区	南魚沼市小川	次の図のとおり	土石流
小川沢川(2)地区	南魚沼市小川	次の図のとおり	土石流
小川沢川(3)地区	南魚沼市小川	次の図のとおり	土石流
小川地区	南魚沼市小川	次の図のとおり	土石流
土沢(1)地区	南魚沼市小川、清水瀬、土沢	次の図のとおり	土石流
徳沢地区	南魚沼市小川	次の図のとおり	土石流
小徳沢地区	南魚沼市小川	次の図のとおり	土石流
おおすみがま地区	南魚沼市小川、清水瀬	次の図のとおり	土石流
こすみがま地区	南魚沼市小川、清水瀬	次の図のとおり	土石流
上藤川地区	南魚沼市小川、清水瀬	次の図のとおり	土石流
鳥巢地区	南魚沼市小川、宮	次の図のとおり	土石流
土沢地区	南魚沼市小川、清水瀬	次の図のとおり	地すべり
土沢(2)地区	南魚沼市清水瀬、土沢	次の図のとおり	土石流
高平沢(1)地区	南魚沼市清水瀬、土沢	次の図のとおり	土石流
高平沢(2)地区	南魚沼市清水瀬、土沢	次の図のとおり	土石流
田ノ入地区	南魚沼市宮	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中田代(3)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下田代地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

中田代(1)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中田代(2)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油田(1)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油田(2)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油田(3)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油田(4)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油田(5)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油田地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	土石流
入谷沢地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	土石流
白土地地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	土石流
下田代地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	土石流
油田(2)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	土石流
油田(3)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	土石流
油田(4)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	土石流
油田(5)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	土石流
油田(6)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	土石流
本村地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	地すべり
下田代地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	地すべり
黒川(2)地区	刈羽郡刈羽村大字黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒川(1)地区	刈羽郡刈羽村大字黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒川(3)地区	刈羽郡刈羽村大字黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒川(4)地区	刈羽郡刈羽村大字黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒川(5)地区	刈羽郡刈羽村大字黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒川地区	刈羽郡刈羽村大字黒川	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧

に供する。)

5 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柵口地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口(2)地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口(3)地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口(4)地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口(5)地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口(6)地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口(7)地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口(8)地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	土石流
上柵口地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	地すべり
崩地区	糸魚川市大字崩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
崩川地区	糸魚川市大字崩	次の図のとおり	土石流
能生崩地区	糸魚川市大字崩	次の図のとおり	地すべり

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第362号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 新発田地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
浦地区	新発田市浦	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

2 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高松甲地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松丁地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中坪1地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中坪2地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松(1)地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松(2)地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松(3)地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松(4)地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松(5)地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松(6)地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
高松(7)地区	五泉市高松	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
大入川地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
下の沢(1)地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
下の沢(2)地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
高松(3)地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
高松(5)地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
高松(6)地区	五泉市高松	次の図のとおり	土石流
掛札地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上戸倉(1)地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上戸倉(2)地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
道灌川地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	土石流
堂神川地区	五泉市上戸倉	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局新津地域整備部に備え置いて

縦覧に供する。)

3 新潟地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
沢入沢支流地区	東蒲原郡阿賀町七名甲	次の図のとおり	土石流
沢入沢本流地区	東蒲原郡阿賀町七名甲	次の図のとおり	土石流
三方甲(1)地区	東蒲原郡阿賀町三方甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
面倉-1地区	東蒲原郡阿賀町東山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
袖地区	東蒲原郡阿賀町広谷丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
神谷丙(2)地区	東蒲原郡阿賀町神谷丙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗瀬-1地区	東蒲原郡阿賀町三宝分甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
栗瀬-2地区	東蒲原郡阿賀町三宝分甲	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
吉小屋の沢地区	東蒲原郡阿賀町広谷丙	次の図のとおり	土石流
墓の沢地区	東蒲原郡阿賀町広谷丙	次の図のとおり	土石流
堤の沢地区	東蒲原郡阿賀町広谷丙	次の図のとおり	土石流
黒谷地区	東蒲原郡阿賀町三方乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
谷地地区	東蒲原郡阿賀町三方乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒谷沢地区	東蒲原郡阿賀町三方乙	次の図のとおり	土石流
あが野北(1)地区	東蒲原郡阿賀町あが野北	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
あが野ニュータウン1地区	東蒲原郡阿賀町あが野南	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
あが野ニュータウン2地区	東蒲原郡阿賀町あが野南	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
石畑地区	東蒲原郡阿賀町豊川乙	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
宮ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町豊川乙	次の図のとおり	土石流
石畑沢地区	東蒲原郡阿賀町豊川乙	次の図のとおり	土石流
宮ノ沢地区	東蒲原郡阿賀町日野川丙	次の図のとおり	土石流

五十島－1地区	東蒲原郡阿賀町五十島	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
麒麟山地区	東蒲原郡阿賀町鹿瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県新潟地域振興局津川地区振興事務所に備え置いて縦覧に供する。)

4 南魚沼地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
小川地区	南魚沼市小川、清水瀬	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川(2)地区	南魚沼市小川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小川沢川(1)地区	南魚沼市小川	次の図のとおり	土石流
小川地区	南魚沼市小川	次の図のとおり	土石流
土沢(1)地区	南魚沼市小川、清水瀬、土沢	次の図のとおり	土石流
徳沢地区	南魚沼市小川	次の図のとおり	土石流
小徳沢地区	南魚沼市小川	次の図のとおり	土石流
おおすみがま地区	南魚沼市小川、清水瀬	次の図のとおり	土石流
鳥巣地区	南魚沼市小川、宮	次の図のとおり	土石流
土沢(2)地区	南魚沼市清水瀬、土沢	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県南魚沼地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

5 柏崎地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
中田代(3)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下田代地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中田代(1)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中田代(2)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油田(1)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

油田(2)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油田(3)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油田(4)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
油田(5)地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
入谷沢地区	刈羽郡刈羽村大字油田	次の図のとおり	土石流
黒川(2)地区	刈羽郡刈羽村大字黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒川(1)地区	刈羽郡刈羽村大字黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒川(3)地区	刈羽郡刈羽村大字黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
黒川(5)地区	刈羽郡刈羽村大字黒川	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県柏崎地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

6 糸魚川地域振興局管内

区域の名称	区域の所在地	区域の表示及び当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
柵口地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口(2)地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口(4)地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口(5)地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口(6)地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口(7)地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口(8)地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
柵口地区	糸魚川市大字柵口	次の図のとおり	土石流
崩地区	糸魚川市大字崩	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
崩川地区	糸魚川市大字崩	次の図のとおり	土石流

(「次の図」は省略し、その図面を新潟県土木部砂防課及び新潟県糸魚川地域振興局地域整備部に備え置いて縦覧に供する。)

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 施行者の名称
新発田市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 新潟都市計画道路事業
 - (2) 名称 3・5・8号島潟荒町線
- 3 事業施行期間
平成23年11月1日から平成28年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
なし

◎新潟県告示第364号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する第20条第2項の規定により、都市計画の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成27年3月20日

新潟県知事 泉田 裕彦

- 1 変更に係る都市計画の種類及び名称
種類 新潟都市計画下水道
名称 新潟市船見公共下水道
新潟市中部公共下水道
新潟市白根公共下水道
新潟市東部公共下水道
新潟市西部公共下水道
- 2 縦覧の場所
新潟県土木部都市局下水道課

病院局公告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、A重油の購入について、次のとおり一般競争入札を行う。

平成27年3月20日

新潟県立中央病院長 矢澤 正知

- 1 入札に付する事項
 - (1) 購入等件名及び数量
日本工業規格で定めるA重油（L S A）平成27年度単価契約 40,000ℓ（需要見込数量）
 - (2) 調達案件の仕様等
入札説明書による。
 - (3) 納入期限
平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間で当院が発注の都度指定する日
 - (4) 納入場所
新潟県立中央病院
 - (5) 入札方法
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当

該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 指名停止期間中の者でないこと。
- (3) 新潟県物品入札参加資格者名簿の営業種目「燃料・油脂類」に登録されている者であること。
- (4) 本調達に係る入札説明書の交付を受けていること。
- (5) 新潟県暴力団排除条例第2条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

3 入札説明書の交付場所等

- (1) 入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 943-0192
新潟県上越市新南町205番地
新潟県立中央病院経営課経営係
電話番号 025-522-7711 内線2323

- (2) 入札説明書の交付方法

本公告の日から前記3(1)の交付場所で交付する。

4 入札の日時及び場所

平成27年3月30日(月)午前9時
新潟県立中央病院講堂1

5 その他

- (1) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金

免除する。

- (3) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、新潟県病院局財務規程(昭和60年新潟県病院局管理規程第5号。以下「規程」という。)第186条第3項第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

- (4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、上記2に規定する競争参加資格を証明する書類を平成27年3月26日(木)までに提出し、契約担当者の確認を受けなければならない。

- (5) 入札の無効

本公告に示した一般競争入札の参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札はこれを無効とする。

- (6) 契約書作成の要否 要

- (7) 落札者の決定方法

本公告に示した一般競争入札の参加資格を有すると契約担当者が判断した入札者であって、規程第197条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

- (8) 契約の停止等

当該調達に関し、苦情申立てがあったときは、契約を停止し、又は解除することがある。

- (9) その他

詳細は入札説明書による。

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月20日

新潟県企業管理者 早 福 弘

新潟県企業局財務規程の一部を改正する規程

新潟県企業局財務規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表第3 （第16条関係）					別表第3 （第16条関係）				
1 電気事業会計勘定科目					1 電気事業会計勘定科目				
（略）					（略）				
負 債					負 債				
固定負債					固定負債				
款	項	目	節	細節	款	項	目	節	細節
(略)					(略)				
引当金					引当金				
	(略)					(略)			
その他固定負債					その他固定負債				
	<u>預り金</u>								
		<u>本局（又は（何）事業所）</u>							
(略)					(略)				
繰延収益					繰延収益				
款	項	目	節	細節	款	項	目	節	細節
長期前受金					長期前受金				
	(略)					(略)			
	<u>その他長期前受金</u>					<u>その他資本剰余金</u>			
(略)					(略)				

(略)
2 工業用水道事業会計勘定科目

(略)

負債

固定負債

款	項	目	節	細節
(略)				
引当金				
	(略)			
その他固定負債				
	<u>預り金</u>			
		<u>本局（又は（何）事業所）</u>		

(略)

繰延収益

款	項	目	節	細節
長期前受金				
	(略)			
	<u>その他長期前受金</u>			
(略)				

(略)

費用

款	項	目	節	細節
工業用水道事業費用				
	(略)			
	営業外費用			
		(略)		
		雑支出		
			(略)	

(略)
2 工業用水道事業会計勘定科目

(略)

負債

固定負債

款	項	目	節	細節
(略)				
引当金				
	(略)			
その他固定負債				

(略)

繰延収益

款	項	目	節	細節
長期前受金				
	(略)			
	<u>その他資本剰余金</u>			
(略)				

(略)

費用

款	項	目	節	細節
工業用水道事業費用				
	(略)			
	営業外費用			
		(略)		
		雑支出		
			(略)	

固定資産売却損
貸倒引当金繰入額
(略)

(略)

3 工業用地造成事業会計勘定科目
(略)

負債

固定負債

款	項	目	節	細節
(略)				
その他固定負債				
	(略)			
	リース契約保証金			
		(何)		
	預り金			
	(略)			

流動負債

款	項	目	節	細節
(略)				
その他流動負債				
	リース契約保証金			
		(何)		
	預り金			
	(略)	(略)		

繰延収益

款	項	目	節	細節
長期前受金				
	(略)			
	その他長期前受金			

固定資産売却損
(略)

(略)

3 工業用地造成事業会計勘定科目
(略)

負債

固定負債

款	項	目	節	細節
(略)				
その他固定負債				
	(略)			
	契約保証金	(何)		
	(略)			

流動負債

款	項	目	節	細節
(略)				
その他流動負債				
	預り金			
	(略)	(略)		

繰延収益

款	項	目	節	細節
長期前受金				
	(略)			
	その他資本剰余金			

長期前受金 収益化累計 額(借方)	(略)				長期前受金 収益化累計 額(借方)	(略)			
	その他長期前受金					その他資本剰余金			
(略)					(略)				

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第5号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成27年3月20日

新潟県選挙管理委員会

委員長 長津 光三郎

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
新潟市東区	(略) 特別養護老人ホーム 新潟東愛宕の園 (略)	(略) <u>新潟市東区若葉 町2丁目17番40 号</u> (略)	新潟市東区	(略) 特別養護老人ホーム 新潟東愛宕の園 (略)	(略) <u>新潟市東区西野 1217番地2</u> (略)
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

人事委員会規則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月20日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

新潟県人事委員会規則第6-1750号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（規則第6-118号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前			
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）			
組織上の区分	職	区分	組織上の区分	職	区分	
(略)			(略)			
警察	本部	(略)	警察	本部	(略)	
	警察署	(略)		警察署	(略)	3種
		見附警察署長			見附警察署長	
		(略)			<u>小千谷警察署長</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)			
(略)			(略)			
備考 (略)			備考 (略)			

附 則

この規則は、平成27年3月23日から施行する。

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成27年3月20日

新潟県公安委員会

委員長 小川 和明

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則の一部を改正する規則

新潟県警察の交番及び駐在所の名称等に関する規則（昭和44年新潟県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改正後				改正前			
別表				別表			
署名	名称	位置	所管区域	署名	名称	位置	所管区域
(略)				(略)			
新潟西警察署	(略)	新潟市西区小新4丁目	新潟市西区のうち緒立流通1・2丁目、小新、 <u>小新1・2・3・4・5丁目</u> 、小新大通1・2丁目、小新西1・2・3丁目、小新南1・2丁目、小針1・2・3・4・5・6・7・8丁目、小針南、立仏、寺地、ときめき西1・2・3・4丁目、ときめき東1丁目、平島、平島1・2・3丁目、的場流通1・2丁目、山田、流通1・2・3丁目、流通センター1・2・3・4・5・6丁目	新潟西警察署	(略)	新潟市西区小新4丁目	新潟市西区のうち緒立流通1・2丁目、小新、 <u>小新1・2・3・4丁目</u> 、小新大通1・2丁目、小新西1・2・3丁目、小新南1・2丁目、小針1・2・3・4・5・6・7・8丁目、小針南、立仏、寺地、ときめき西1・2・3・4丁目、ときめき東1丁目、平島、平島1・2・3丁目、的場流通1・2丁目、山田、流通1・2・3丁目、流通センター1・2・3・4・5・6丁目
(略)				(略)			
江南警察署	(略)	新潟市東区東中島1丁目	新潟市江南区のうち中野山 新潟市東区のうち石山団地、逢谷内の一部(大石排水路の南側の地域)、岡山の一部(市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の地域)、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場1・2丁目、新岡山2丁目、児池、	江南警察署	(略)	新潟市東区東中島1丁目	新潟市江南区のうち中野山 新潟市東区のうち石山団地、逢谷内の一部(大石排水路の南側の地域)、岡山の一部(市道太平岡山線3号及び岡山江口線の西側の地域)、下場、下場新町、下場本町、猿ヶ馬場、猿ヶ馬場1・2丁目、新岡山2丁目、児池、

			寺山の一部(大石排水路の南側の地域)、中島、中島1・2丁目、中野山、中野山1・2・3・4・5・6・7・8丁目、東中島1・2・3・4丁目、東中野山1・2・3・4・5・6・7丁目、 <u>若葉町1・2丁目</u>				寺山の一部(大石排水路の南側の地域)、中島、中島1・2丁目、中野山、中野山1・2・3・4・5・6・7・8丁目、東中島1・2・3・4丁目、東中野山1・2・3・4・5・6・7丁目
	(略)				(略)		
(略)							
秋葉警察署	新津駅前交番	新潟市秋葉区新津本町1丁目	新潟市秋葉区のうち秋葉1・2・3丁目、金沢町1・2・3・4丁目、古田、古田1・2・3・4丁目、下興野、下興野町、新栄町、新町1・2・3丁目、善道、善道町1・2丁目、田家、田家1・2・3丁目、滝谷本町、中沢町、中村、新津、新津本町1・2・3・4丁目、新津緑町、西島、日宝町、東島、程島、南町、美幸町1・2・3丁目、美善1・2丁目、山谷町1・2・3丁目、吉岡町、 <u>飯柳、柄目木、草水町1・2・3丁目、滝谷町</u>	秋葉警察署	新津駅前交番	新潟市秋葉区新津本町1丁目	新潟市秋葉区のうち秋葉1・2・3丁目、金沢町1・2・3・4丁目、古田、古田1・2・3・4丁目、下興野、下興野町、新栄町、新町1・2・3丁目、善道、善道町1・2丁目、田家、田家1・2・3丁目、滝谷本町、中沢町、中村、新津、新津本町1・2・3・4丁目、新津緑町、西島、日宝町、東島、程島、南町、美幸町1・2・3丁目、美善1・2丁目、山谷町1・2・3丁目、吉岡町
	荻川駅前交番	新潟市秋葉区中野3丁目	新潟市秋葉区のうちあおば通1・2丁目、市之瀬、荻島1・2・3丁目、荻野町、覚路津、川口、北潟、北上、北上1・2・3丁目、北上新田、車場、車場1・2・3・4・5丁目、こがね町、 <u>さつき野1・2・3・4丁目、田島、中野1・2・3・4・5丁目、福島、みそら野1・2・3丁目、結</u>		荻川駅前交番	新潟市秋葉区中野3丁目	新潟市秋葉区のうちあおば通1・2丁目、市之瀬、荻島1・2・3丁目、荻野町、覚路津、川口、北潟、北上、北上1・2・3丁目、北上新田、車場、車場1・2・3・4・5丁目、こがね町、 <u>さつき野1・2・3丁目、田島、中野1・2・3・4・5丁目、福島、みそら野1・2・3丁目、結</u>
	(略)				(略)		
	下新駐在所	(略)	(略)		下新駐在所	(略)	(略)
				草水駐	新潟市	新潟市秋葉区のうち飯	

	(略)		
(略)			
燕警察署	(略)		
分水交番	燕市地蔵堂	燕市のうち五千石荒川1・2丁目、分水あけぼの1丁目、分水新町1・2・3・4丁目、地蔵堂本町1・2・3丁目、分水桜町1・2・3丁目、分水学校町1・2丁目、分水東学校町1・2・3丁目、分水旭町1・2・3・4・5丁目、分水大武1・2・3・4・5丁目、 <u>分水向山1・2丁目</u> 、上諏訪、中諏訪、下諏訪、分水栄町、分水向陽、分水文京町、地蔵堂、五千石、野中才、新長、大武新田、大川津、中島、源八新田、泉新、新堀、新堀村新田、牧ヶ花、佐善、渡部、幕島、国上、長辰、太田、真木山、牧ヶ花村新田、佐善村新田、 <u>分水弥生町、一ノ山1・2丁目、横田、熊森、砂子塚、笈ヶ島、笹曲、新興野</u>	
	(略)		
(略)			
長岡警察署	(略)		
四郎丸交番	長岡市四郎丸2丁目	長岡市のうち錦1・2・3丁目、末広1・2・3丁目、花園1・2・3丁目、花園東1・2丁目、土合1・2・3・4・5丁目、前田	

	在所	秋葉区草水町3丁目	柳、柄目木、草水町1・2・3丁目、滝谷町
	(略)		
(略)			
燕警察署	(略)		
分水交番	燕市地蔵堂	燕市のうち五千石荒川1・2丁目、分水あけぼの1丁目、分水新町1・2・3・4丁目、地蔵堂本町1・2・3丁目、分水桜町1・2・3丁目、分水学校町1・2丁目、分水東学校町1・2・3丁目、分水旭町1・2・3・4・5丁目、分水大武1・2・3・4・5丁目、 <u>分水向山2丁目(7番16・17・24号を除く)</u> 、上諏訪、中諏訪、下諏訪、分水栄町、分水向陽、分水文京町、地蔵堂、五千石、野中才、新長、大武新田、大川津、中島、源八新田、泉新、新堀、新堀村新田、牧ヶ花、佐善、渡部、幕島、国上、長辰、太田、真木山、牧ヶ花村新田、佐善村新田	
熊森駐在所	燕市熊森	燕市のうち分水弥生町、一ノ山1・2丁目、横田、熊森、砂子塚、笈ヶ島、笹曲、新興野、分水向山1丁目、分水向山2丁目の一部(7番16・17・24号)	
	(略)		
(略)			
長岡警察署	(略)		
四郎丸交番	長岡市四郎丸2丁目	長岡市のうち錦1・2・3丁目、末広1・2・3丁目、花園1・2・3丁目、花園東1・2丁目、土合1・2・3・4・5丁目、前田	

			1・2・3丁目、四郎丸町、四郎丸1・2・3・4丁目、学校町1・2・3丁目、金房1・2・3丁目、住吉1・2・3丁目、上条町、豊田町、弓町1・2丁目、大町1・2・3丁目、大町、 <u>美沢1・2・3・4丁目、沖田1・2・3丁目</u>				1・2・3丁目、四郎丸町、四郎丸1・2・3・4丁目、学校町1・2・3丁目、金房1・2・3丁目、住吉1・2・3丁目、上条町、豊田町、弓町1・2丁目、大町1・2・3丁目、大町	
	悠久町 交番	長岡市 悠久町 3丁目	長岡市のうち青木町、中沢町、千代栄町、栖吉町、成願寺町、東片貝町、西片貝町、悠久町、悠久町1・2・3・4丁目、御山町、中貫町1・2・3丁目、若草町1・2・3丁目、長倉町、長倉西町、長倉南町、長倉1・2・3・4丁目、鉢伏町、高畑町、柿町、町田町、高町1・2・3・4丁目、中沢1・2・3・4丁目、土合町		悠久町 交番	長岡市 悠久町 3丁目	長岡市のうち青木町、中沢町、千代栄町、栖吉町、成願寺町、東片貝町、西片貝町、悠久町、悠久町1・2・3・4丁目、御山町、中貫町1・2・3丁目、若草町1・2・3丁目、長倉町、長倉西町、長倉南町、長倉1・2・3・4丁目、鉢伏町、高畑町、柿町、町田町、高町1・2・3・4丁目、 <u>美沢1・2・3・4丁目</u> 、中沢1・2・3・4丁目、土合町	
(略)				(略)				
(略)				(略)				
十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市丑	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅(甲、乙)、卯、辰(甲、乙)、巳(甲、乙)、午、未(甲、乙)、申甲、酉(甲、乙)、戌、亥(甲、乙)、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙(蕨平、上田原、三		十日町警察署	十日町駅前交番	十日町市丑	十日町市のうち5番地から1303番地2、子、丑、寅(甲、乙)、卯、辰(甲、乙)、巳(甲、乙)、午、未(甲、乙)、申甲、酉(甲、乙)、戌、亥(甲、乙)、甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、住吉町、下川原町、南新田町1・2・3丁目、河内町、千歳町1・2・3丁目、寿町1・2・3・4丁目、山本町、山本町1・2・3・4・5丁目、宮田町、錦町1・2丁目、美雪町1・2・3丁目、妻有町西1・2・3丁目、妻有町東1・2丁目、明石町、新座甲、新座乙(蕨平、上田原、三

			ッ山を除く。)、四日町新田、四日町、尾崎(太子堂を除く。)、川治、川治(乙、丙、丁)、山本、北新田、城之古、高山、高山(乙、丙)、八箇(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五軒新田、入山)、伊達の一部(伊達本村)、 <u>高田町1・2・3丁目</u> 、 <u>丸山町</u> 、 <u>稲荷町1・2・3丁目</u> 、 <u>稲荷町3丁目北</u> 、 <u>稲荷町3丁目南</u> 、 <u>千代田町</u> 、 <u>本町1丁目上</u> 、 <u>本町西1丁目</u> 、 <u>袋町東</u> 、 <u>袋町中</u> 、 <u>袋町西</u> 、 <u>栄町</u> 、 <u>昭和町1・2・3・4丁目</u> 、 <u>本町1丁目下</u> 、 <u>本町東1丁目</u> 、 <u>本町2・3・4・5丁目</u> 、 <u>宮下町東</u> 、 <u>宮下町西</u> 、 <u>諏訪町</u> 、 <u>神明町</u> 、 <u>関口樋口町</u> 、 <u>水野町</u> 、 <u>若宮町</u> 、 <u>西本町2・3丁目</u> 、 <u>西寺町</u> 、 <u>七軒町</u> 、 <u>泉町</u> 、 <u>加賀糸屋町</u> 、 <u>駅通り</u> 、 <u>西浦町東</u> 、 <u>旭町</u> 、 <u>西浦町西</u> 、 <u>稲荷町3丁目東</u> 、 <u>田中町東</u> 、 <u>田中町西</u> 、 <u>田中町本通り</u>			ッ山を除く。)、四日町新田、四日町、尾崎(太子堂を除く。)、川治、川治(乙、丙、丁)、山本、北新田、城之古、高山、高山(乙、丙)、八箇(甲、乙、丙、丁、戊、己、庚、辛)、中新田、村山新田、大黒沢、小黒沢、泉、宇都宮、春日、中条の一部(五軒新田、入山)、伊達の一部(伊達本村)、 <u>高田町3丁目</u> 、 <u>丸山町</u> 、 <u>稲荷町3丁目</u> 、 <u>稲荷町3丁目北</u> 、 <u>稲荷町3丁目南</u> 、 <u>千代田町</u> 、 <u>本町1丁目上</u> 、 <u>本町西1丁目</u> 、 <u>袋町東</u> 、 <u>袋町中</u> 、 <u>袋町西</u> 、 <u>栄町</u> 、 <u>昭和町1丁目</u> 、 <u>本町1丁目下</u> 、 <u>本町東1丁目</u> 、 <u>本町2・3丁目</u> 、 <u>宮下町東</u> 、 <u>宮下町西</u> 、 <u>諏訪町</u> 、 <u>神明町</u> 、 <u>関口樋口町</u> 、 <u>水野町</u> 、 <u>若宮町</u>	
	(略)		(略)		(略)		
柏崎警察署	(略)	柏崎市小倉町	柏崎市のうち東本町2・3丁目、学校町、中央町、諏訪町、新花町、栄町、北園町、桜木町、大和町、小倉町、北斗町、四谷1・2・3丁目、比角1・2丁目、豊町、扇町、日吉町、長浜町、松美1・2丁目、東長浜町、田塚1・2・3丁目、北半田1・2丁目、三和町、大字田塚	柏崎警察署	比角交番	柏崎市小倉町	柏崎市のうち東本町2・3丁目、学校町、中央町、諏訪町、新花町、栄町、北園町、桜木町、大和町、小倉町、北斗町、四谷1・2・3丁目、比角1・2丁目、豊町、扇町、日吉町、長浜町、松美1・2丁目、東長浜町、田塚1・2・3丁目、 <u>半田</u> 、 <u>半田1・2・3丁目</u> 、 <u>北半田1・2丁目</u> 、 <u>岩上</u> 、 <u>三和町</u> 、 <u>希望が丘</u> 、

	田尻交番	柏崎市 大字上 田尻	柏崎市のうち城塚、茨目1・2・3丁目、朝日が丘、長峰町、ゆりが丘、 <u>半田、半田1・2・3丁目、岩上、希望が丘、南半田</u> 、大字茨目、下田尻、両田尻、安田、佐藤池新田、上田尻、軽井川、中田、藤井、畔屋、与三、平井、本条の一部(通称今熊)		田尻交番	柏崎市 大字上 田尻	南半田、大字田塚 柏崎市のうち城塚、茨目1・2・3丁目、朝日が丘、長峰町、ゆりが丘、大字茨目、下田尻、両田尻、安田、佐藤池新田、上田尻、軽井川、中田、藤井、畔屋、与三、平井、本条の一部(通称今熊)
	(略)				(略)		
上越警察署	三ツ屋交番	上越市 安江1 丁目	上越市のうち安江1・2・3丁目、佐内町、三ツ屋町、下門前、田園、日之出町、 <u>塩屋新田、上源入、下源入</u> 、大字下門前、安江、塩屋新田、上源入、下源入、三田、三田新田、福田、福橋、横曾根、三ツ橋新田、三ツ橋、小猿屋、小猿屋新田、下真砂(13番地から380番地4)、石橋新田 上越市頸城区のうち西福島、下吉、上吉、松本、市村、美しが丘、望ヶ丘、上三分一、下三分一、北四ツ屋、浮島	上越警察署	三ツ屋交番	上越市 安江1 丁目	上越市のうち安江1・2・3丁目、佐内町、三ツ屋町、下門前、田園、日之出町、大字下門前、安江、塩屋新田、上源入、下源入、三田、三田新田、福田、福橋、横曾根、三ツ橋新田、三ツ橋、小猿屋、小猿屋新田、下真砂(13番地から380番地4)、石橋新田 上越市頸城区のうち西福島、下吉、上吉、松本、市村、美しが丘、望ヶ丘、上三分一、下三分一、北四ツ屋、浮島
	(略)				(略)		
	(略)				(略)		

附 則

この規則中別表秋葉警察署の部新津駅前交番の項の改正及び草水駐在所の項を削る改正並びに燕警察署の部の改正は平成27年4月1日から、その他の改正は公布の日から施行する。